木津川市立山城地区小中学校プロキシサーバシステム整備事業概要書

１．事業目的

(1)　木津川市立小中学校 3 校に向けて、アプライアンスサーバ及び関係する機器類で構成する Web プロキシサーバシステムの整備を行うことにより安定した Web 閲覧環境を実現し、滞りのない教育コンテンツ等の利用を促進する。

２．本事業での整備の対象となるシステムについて

(1)　本事業で整備する Web プロキシサーバシステム(以下、本システムとする)は、既に木津川市役所山城支所に設置されている Web プロキシサーバシステムの代替とする。

(2)　現在の Web プロキシサーバは、木津川市立山城中学校・上狛小学校・棚倉小学校から京都みらいネットへ接続するために運用されている。フィルタリングは行わず、Web アクセスの高速化のためキャッシュのみを行っている。

３．基本要件

(1)　本システムは、既存機器との整合性を十分に考慮したものとなっていること。

(2)　各種作業、運用支援、保守その他の仕様内容を遵守して履行すること。また、履行する上で必要になる全ての諸費用は受注者の負担とする。

(3)　本システムの納入場所は以下の通りである。

木津川市役所山城支所	木津川市山城町上狛北的場 3 番地 1	0774-86-2300

(4)　本システムを利用する小中学校は以下の通りである。

上狛小学校	木津川市山城町上狛学校 1 番地	0774-86-2002
棚倉小学校	木津川市山城町綺田局塚 14 番地	0774-86-2513
山城中学校	木津川市山城町椿井柳田 33 番地	0774-86-2001

(5)　受注者は、本事業において知り得た個人情報、本市コンピュータシステムの情報や設定等また本件において実施した作業に関する一切の情報を第三者へ漏洩、または不当な目的に使用してはならない。本事業に関する情報の漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合、直ちにその状況を本市に報告し、本市の決定により解決すること。また受注者は事故への対応後、速やかに報告書を本市へ提出すること。これに違反して本市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。本市が受注者の違反行為に付き、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。

(6)　本仕様書に定められていない事項、その他疑義がある場合は、その都度本市教育委

員会と協議の上決定し、受注者は責任を持って対応すること。本仕様書に定められている事項の解釈については、本市教育委員会に従うこと。

４．導入機器・ソフトウェア要件

(1)　アプライアンスサーバ及び関係する機器は、機器仕様書に示している性能を満たすものであること。各数量は別紙１のとおりとする。

(2)　納入するすべての機器は指定品を除き納入時点で最新のものを納入すること。指定品は指定の通りの商品を納入すること。

(3)　機器仕様書に示す機器のうち、複数量の納入を求めている製品については、同一メーカー、同一型番の製品を納入すること。

(4)　本事業で納入する全ての機器に対して、既存の機器との区別が可能なように、本事業で納入された機器であることを示す印を貼付けすること。

(5)　アプライアンスサーバ本体は清掃、点検、整備及び修繕が容易に行える構造であり、かつ、これに際して危険のない構造のものであること。

(6)　各ソフトウェアは特に指定のない限り最新のバージョンであり、各ソフトウェアは日本語版であること。また各ソフトウェアの修正プログラム等（納入時点で最新）は全て適用しておくこと。

５．各種作業要件

(1)　機器納入時、納入先での業務等に支障を来すことがないように予め教育委員会と納入日程の調整及び作業内容の説明を行い、了承を得た上で実施すること。

(2)　作業実施において発生した問題は速やかに教育委員会へ報告し対応を協議の上、決定に従うこと。また各作業において納入先の設備等を破損させた場合は、受注者の負担により現状復旧を実施すること。

(3)　既存の機器、既設の LAN 等に対して、本システムを接続する上で必要となる調査や照会、変更作業等が発生する場合、かかる費用は全て受注者の負担とする。

(4)　システムの正常な稼働に対して必要と思われる設定・機器・部材等は受注者において用意すること。

(5)　既存機器は解体、撤去し、適切に処分すること。対象となる機器の数量は別紙２のとおりとする。尚、HDD 等の外部記憶装置は物理的に破壊すること。

(6)　新規導入機器が正常に動作するために必要となる二次電源の容量を確保するために必要な作業を行うこと。OA タップ等が不足する場合は受注者が用意すること。尚、現地の調査が必要であれば予め教育委員会に連絡の上、教育委員会が指示する現地調査日に実施すること。

(7)　LAN ケーブルは全てカテゴリ 6 対応のものを使用すること。また、ANSI/TIA/EIA -568-B.1 B.2 規格に準拠すること。

(8)　LAN ケーブルの両端にはそれぞれの接続先となる機器の名称、ポート番号等を記載したタグを取り付けること。

(9)　機器の設置について、他機器の運用に支障を来さないように設計して行うこと。配線は保守性や運用を考慮し適切に結束すること。

(10)　機器の納入時に発生する空箱等の残材は受注者が責任を持って処分すること。また機器の取扱説明書、添付品は個別にまとめて収納しておくこと。機器の保証書はひとまとめにして封筒等に納め、すべて教育委員会に提出すること。

(11)　アプライアンスサーバ、コンソールユニット、無停電電源装置、管理用 PC、ルータは全て既設の 19 インチラックに設置し、適切に配線すること。また、すべての機器は 6U 以内に収まるよう機器を選定すること。

(12)　管理用 PC はインターネットには接続させず、アプライアンスサーバとルータに対してのみ LAN で接続するように配線及び各機器の設定をすること。

(13)　アプライアンスサーバ及びルータの設定や監視が可能とするよう管理用 PC を設定すること。

(14)　各小中学校のクライアント PC が Web プロキシを行えるようアプライアンスサーバおよびルータを適切に設定すること。

(15)　アプライアンスサーバに対し各小中学校のネットワーク外からの接続を抑止するために IP フィルタリングの設定を行うこと。

(16)　無停電電源装置によりアプライアンスサーバ及びルータの電源を保護すること。停電時は一定時間後にアプライアンスサーバをシャットダウンさせ、電源復旧後は自動的に起動するように無停電電源装置とアプライアンスサーバを設定すること。

(17)　設定完了後、アプライアンスサーバ及びルータの設定を管理用 PC にバックアップしておき、運用開始以降の故障に備えること。

(18)　本システムを利用する各小中学校に対し Web プロキシサーバ経由での Web ページ閲覧の動作確認を行うこと。その際、各端末等に対し設定の変更が必要となる場合は、

設定の変更を実施すること。

(19)　その他、機器の設置やソフトウェアの設定等について教育委員会より別途指示ある場合は協議の上、対応すること。

６．保守

(1)　アプライアンスサーバ本体・無停電電源装置及びルータについて、それぞれの機器が設ける保証期間を問わず5年間のハードウェア・ソフトウェアのメーカー保守を付帯させること。この保守は、受注者独自の保守ではなく、必ずメーカー保守とすること。

(2)　受注者は電話・FAXによるサポート受付窓口を開設すること。窓口の受付時間は原則、お盆期間及び年末年始、祝日を除く月～金曜日の午前9時から午後5時までとする。

(3)　サポート窓口においては、教育委員会より本システムの障害や故障が報告された際にメーカーに対し保守対応の依頼を行い、復旧させること。

(4)　以下の事項に該当する障害は保守の対象外とする。但し、教育委員会からの相談を受けた際には誠実に対応すること。

①　故意又は事故(落下、盗難、水没等)による破損、故障

②　メーカーが定める消耗品(UPSのバッテリ等)の提供及びそれらの交換作業

(5)　引き渡し完了後1ヶ年間は瑕疵担保責任期間（保障期間）として、機器の故障やシステム障害について教育委員会および利用先の各小中学校から連絡があった際は速やかに修復の措置を執ること。この業務において発生する全ての費用も本契約に含むものとする。

(6)　運用開始後、システム設定の不具合と認められる問題等が発生した場合、教育委員会と協議の上、これを修正すること。